**必要書類一覧表（生産緑地の買取申出について）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 取得先 | 備考 |
| 生産緑地買取申出書 | １部 | 都市計画室（窓口・ホームページ） | ・申出者は、土地の所有者です。・土地が共有の場合は、申出をする者の上の空欄に、住所・氏名・電話番号を記入し、押印（実印）してください。・買取申出をする全ての地番を記入してください。・押印（実印）漏れがないようご注意ください。 |
| 死亡の事実が確認できる書類 | １部 | 本籍地のある市区町村役場 | ・死亡による買取申出の際に必要です。・戸籍全部事項証明書又は除籍全部事項証明書等をお持ちください。 |
| 医師の診断書など | １部 | 病院等 | ・故障による買取申出の際に必要です。・生産緑地法施行規則第５条に掲げる障害又は事由に該当するため**農業に従事することができない旨**が明記されたものをお持ちください。（裏面参照） |
| 農業の主たる従事者についての証明書 | １部 | 農業委員会 | ・農業委員会にて事前に取得してください。・死亡、故障による買取申出の際に必要です。 |
| 土地登記事項証明書（全部事項証明書） | １部 | 法務局（北大阪支局） | ・原則３ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。 |
| 印鑑登録証明書（原本） | １部 | 市民課 | ・原則３ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。・共有の場合は全員分が必要です。 |
| 権利を消滅させる旨の書面 | １部 | 都市計画室（窓口・ホームページ） | ・当該生産緑地に所有権以外の権利が存在する場合に必要です。 |
| 委任状 | １部 | 都市計画室（窓口・ホームページ） | ・代理人が提出する場合に必要です。・委任者の欄には実印を押印してください。 |

※申請書類受領後は、現地確認等をさせていただく場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

式典に関するお問い合わせ先

吹田市　都市計画部　都市計画室　担当者　宮本・安田

電話　06-6384-1968（直通）　メール　toshikei@city.suita.osaka.jp

式典に関するお問い合わせ先

吹田市　都市計画部　都市計画室　担当者　宮本・安田

電話　06-6384-1968（直通）　メール　toshikei@city.suita.osaka.jp

【書類提出について】

・書類をそろえて都市計画室窓口までお越しください。

・受付窓口・・・本庁低層棟　都市計画室（平日の９時～１５時）

式典に関するお問い合わせ先

吹田市　都市計画部　都市計画室　担当者　宮本・安田

電話　06-6384-1968（直通）　メール　toshikei@city.suita.osaka.jp

　　　　　　　　（平日の１２時～１２時４５分、土、日、祝日を除く）

お問合せ先

吹田市　都市計画部　都市計画室　都市計画担当

電話　06-6384-1947（直通）

メール　toshikei@city.suita.osaka.jp

生産緑地法（抜粋）

（生産緑地の買取りの申出）

第10条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第98条第１項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して30年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第12条第１項又は第２項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

２　生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

生産緑地法施行規則（抜粋）

（農林漁業に従事することを不可能にさせる故障）

第５条 　法第１０条第２項の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。

一 　次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

イ　 両眼の失明

ロ　 精神の著しい障害

ハ　 神経系統の機能の著しい障害

ニ　 胸腹部臓器の機能の著しい障害

ホ 　上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ヘ　 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ト　 イからヘまでに掲げる障害に準ずる障害

二 　１年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの